



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社山口フィナンシャルグループ
代 表 者 取締役社長 吉 村 猛
(コード番号 8418 東証第一部)
本 店 所 在 地 山口県下関市竹崎町 4 丁目 2 番 36 号
問 合 せ 先 総合企画部長 西 村 健 一
(電話番号 083-223-5523)

定款の一部変更に関するお知らせ

山口フィナンシャルグループ（社長 吉村 猛）は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 11 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 一部変更の理由

平成 29 年 4 月 1 日に施行された「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」により、銀行法において銀行持株会社が営むことができる業務が追加されたことを踏まえ、今後の見直しにも機動的に対応することを可能とするため、現行定款第 2 条（目的）の規定を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 29 年 6 月 27 日
定款変更の効力発生日（予定） 平成 29 年 6 月 27 日

以 上

【本件についてのお問い合わせ先】

株式会社山口フィナンシャルグループ 経営管理部 田中
TEL 083-223-5523

【別紙】

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理</p> <p>(2) その他前号の業務に付帯関連する一切の<u>事業</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理</p> <p>(2) その他前号の業務に付帯関連する一切の<u>業務</u></p> <p>(3) <u>前二号に掲げる業務のほか銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務</u></p>

以 上